アイリス花巻指定居宅介護支援事業所

≪当事業所が提供するサービスと利用料金≫

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問し、利用者や家族等と面接します。利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

付します。

- ①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当 させます。
- ②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者 又はその家族等に対して提供して、サービスの選択を求めます。居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、文書により同意を得た上で決定します。決定した居宅サービス計画書を利用者および担当者に交

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・1か月に1回利用者の居宅を訪問して、利用者や家族等からサービスの実施状況を把握 し、その実施状況の結果を1か月以内に記録します。
- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等 との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④サービス担当者会議

居宅サービス計画を新規作成した場合、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態の区分変更申請の認定を受けた場合に開催します。

⑤介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、 介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利 用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金 に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったん お支払い下さい(償還払い)。

要介護度区分取扱い件数区分	要介護 1 ~ 2	要介護3~5
介護支援専門員1人当りの利用者の 数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I 1 0,860円	居宅介護支援費 I 1 4 , 1 1 0 円
介護支援専門員1人当りの利用者の 数が45人以上60人未満の場合に おいて、45人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費 Ⅱ 7,040円
介護支援専門員1人当りの利用者の 数が60人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費 Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費 Ⅲ 4,220円

[※] 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、運営基準減算が2カ月以上継続する場合は、上記金額は算定しません。

※ 特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、60件目以上になった場合に居宅介護支援費 ${\rm II}$ 又は ${\rm III}$ を算定します。

	加		加算額	算 定 回 数 等
介護度による区分なし	初回	加 算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
	入院時情報連携	;加算(I)	2, 500 円	入院当日に、当該病院又は診療所の職員 に対して必要な情報提供を行った場合(提 供方法は問わない)。入院日以前の情報提供 を含む。営業時間終了後または営業日以外 の日に入院した場合は、入院日の翌日含む。
	入院時情報連携	;加算(Ⅱ)	2, 000 円	入院当日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合(提供方法は問わない)。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
	① 退院・退 (カンファレンス参		(連携1回) 4,500円 (連携2回) 6,000円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所 し、居宅サービス等を利用する場合、退院・ 退所にあたって医療機関等の職員と面談を 行い、利用者に関する必要な情報を得た上 でケアプランを作成し、居宅サービス等の 利用に関する調整を行った場合。
	② 退院・退 (カンファレンス参	所 加 算 加有りの場合)	(連携1回) 6,000 円 (連携2回) 7,500 円 (連携3回) 9,000 円	「連携3回」を算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医との会議(退院時カンファレンス等)に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
	通院時情報	連携加算	500 円	利用者が病院・診療所において医師また は歯科医師の診察を受けるときにケアマネ ジャーが同席し、医師または歯科医師等へ 当該利用者の心身状況や生活環境等の情報 の提供を行うとともに、医師または歯科医 師等から当該利用者に関する必要な情報の 提供を受けた上で、ケアプランに記録する。

特定事業所加算	【共通事項】 ・「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している場合」。 ・「24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の場合」。 ・「介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している場合」。 ・「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している場合」。 ・「特定事業所集中減算が適用されていない場合」。 ・「特定事業所集中減算が適用されていない場合」。 ・「特定事業所集中減算が適用されていない場合」。 ・「法定研修等における実習生受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されている場合」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。 ・「他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会や研修会などを実施している場合」。 ・「ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」。 ・「必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるようなケアプランを作成」。
	5,190 円 (特定事業所加算 I) 1、常勤専従の主任介護支援専門員を2名 以上配置。 2、常勤専従の介護支援専門員を3名以上
	配置。 3、中重度の利用者の占める割合が40% 以上。 4,210 □ (特定事業所加算 II) 1、常勤専従の主任介護支援専門員を1
	名以上配置。 2、常勤専従の介護支援専門員を3名以 上配置。 3,230 □ (特定事業所加算Ⅲ) 1、常勤専従の主任介護支援専門員を1
	名配置。 2、常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。 1,140円 (特定事業所加算IV) 1、常勤専従、非常勤専従の介護支援専
	門員をそれぞれ1名配置。 ただし非常勤は他事業所との兼務が 可能。

ターミナルケアマネジメント加算	4, 000 円	1、在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上で、死亡日および死亡目前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問して利用者の心身の状況等を記録し、主治医およびケアプランに位置付けたサービス事業者に提供する。 2、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備する。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保険医療機関や利用者の在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅・地域密着型サービスの調整を行う。(1月に2回を限度として算定が可能)
運 営 基 準 減 算	所定単位数 の 50/100	ケアマネジメントに係るサービス担当 者会議やモニタリングの実施などの基本 的業務を適切に実施していない場合、ま た利用者はケアプランに位置付ける居宅 サービス事業所について複数の事業所の 紹介を求めること、および当該事業所を ケアプランに位置付けた理由を求めるこ とが可能であることを、利用者や家族に 対して説明を行わなかった場合。
特定事業所集中減算	1月につき 2,000円	前6月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合が80%以上の場合。
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数 の 15/100	居宅介護支援事業所が特別地域にある場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位に加算する。
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の 10/100	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1月当たり実利用者数が20人以下の事業所である場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位に加算する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の 5/100	中山間地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、 指定居宅介護支援を行った場合は、所定 単位数の100分の5に相当する単位数 を所定単位に加算する。
	緊急時等居宅カンファレンス加算 準 営 基 準 減 算 特 定 事 業 所 集 中 減 算 特別 地域居宅介護支援加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円 運営基準減算 所定単位数の50/100 特定事業所集中減算 1月につき2,000円 特別地域居宅介護支援加算 所定単位数の15/100 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10/100 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の5/100 所定単位数の5/100

中山間地域等: 岩手県全域(但し、特別地域居宅介護支援加算が算定されている地域を除く)